

# 原発60年超運転を容認

## 規制委、委員1人は反対

原発の60年超運転に向け新たな規制制度について、原子力規制委員会は13日、臨時会合を開き、運転開始30年を起点に10年以内にと審査する新制度の骨子を

正式決定し、原子力規制法(炉規制)から運転期間の規定を削除した法改正案も了承した。60年超運転を容認する内容。委員5人のうち1人が「安全側への改変

とは言えない」として反対したが、多数決で判断した。8日の会合で、地盤や津波の審査を担当する石渡明委員が反対し、採決を先送りしていた。

この日の会合では、石渡委員が「60年以降にどのような規制をするのか具体的に示していない」として反対意見を述べた。議論が予定の1時間を超え、山中伸介委員長が「根本が食い違っている」として多数決を実施。骨子の決定と法改正について、石渡委員以外の4人が賛成した。だが、賛成した委員からも「説明が圧倒的に足りない

」「60年超の審査手法など重要な指摘が後回しになったのは違和感がある」となどの意見が出た。規制委内部で判断が割れた要因は、東京電力福島第一原発事故の教訓として導入された原則40年最長60年の運転期間の規定を、原発を利用する側の都合に合わせて変更することにある。山中委員長は昨秋、今回の改変は経済産業省の動き

に対応したもので規制委が率先して動くことはない」と発言。石渡委員から「経産省がルールを変更しなければこの議論は立ち消えになるのか」と問われ、山中委員長が「利用政策側(経産省)に何のアクションもなければ、我々も法律を変更することはない」と応じていた。昨年12月、規制委は運転期間上限撤廃に備え「運転開始30年を起点に10年以内

に審査する」という新制度の骨子案をまとめた。経産省側の案は、原則40年最長60年は維持し、審査などによる停止期間を運転期間に含めない内容だった。ただ、経産省側の案では、規制委の審査をなかなかクリアできない原発ほど「長期間」の運転ができてしまう問題が浮上。審査期間は運転期間に含まれず、再引いたとしても、残りの運転

期間が減っていくかない。その一方で、老朽化のリスクは増す。自然災害のリスクもある。こうした問題について石渡委員は8日の会合で「炉規制を我々が自ら進んで改正する必要はない。審査期間が延びると、より高齢化した炉(老朽化した原発)を将来動かすことになる。二律背反になる」と述べていた。山中委員長、佐々木